

豊島区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)のパブリックコメント実施結果

介護保険事業計画推進会議(第9回)	
R6.2.9	資料1

No.	頁	該当項目	意見全文	区の考え方
1	57 ほか	第3章3. 第9期計画の施策体系 ほか	太字で表記されているところは、豊島区として何かを強調しているのか。	令和22(2040)年を見据えた将来像や、各施策における目指す姿、各章の見出し等について強調しています。
2	62	第3章3. 施策1 (2)総合事業基準緩和サービス 従事者育成研修(家事援助スタッフ 育成研修)	効果的な就職相談会の開催と、より多くの就労機会を提供するための具体的な方法を求める。	家事援助スタッフ育成研修の参加者がより就労の機会につながるよう、就職相談会への参加事業所の声掛けをより広くすることや、就労によるやりがいやキャリアアップできることなど就労意欲を促進する取組を検討してまいります。
3	62 89	第3章3. 施策1 (2)総合事業基準緩和サービス 従事者育成研修(家事援助スタッフ 育成研修) 第3章3. 施策7 7-1 介護人材の確保	62頁に記載されている就労可能な状況と、それが就労に結びついていない現状に対して、具体的な改善策はどのようなものか。 介護に関する入門的研修のマッチング拡充にも、同様の取り組みを求める。	申し込みをする参加者がすべて就労を強く希望するだけではなく、将来的な家族の介護のための基礎知識の習得などの意識で参加する方なども、一定数いる実態があります。 上記のように、家事援助スタッフ育成研修参加者がより就労の機会につながるよう、就職相談会への参加事業所の声掛けをより広くすることや、就労によるやりがいやキャリアアップできることなど就労意欲を促進する取組を検討してまいります。 介護に関する入門的研修については、開催回数の拡充を検討し、拡充する回については、介護職への就労を目的とした申込者に限定することなどを検討しています。また、就労マッチングについては、区内事業者向けにハローワーク等と連携し、入門的研修の最終日と併せて、過去の受講者や一般区民等も参加できる大規模な就労相談会の実施を検討してまいります。
4	86	第3章3. 施策6(2) ①介護保険施設等の整備への支援 【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護医療院】	101頁の施設サービスの実績にある介護老人福祉施設(以下、特養)は、計画値に対し実績値の計画比がR3に比べてR5は1.2ポイントと下回っている背景に、現在特養の入所待機者に対する実態および実数の把握が正確ではなく、この豊島区では今入所したい人が入所できない状況が起きている。早急に入所を必要とする人がすぐに入所できる管理システムを整備すること。そのためにも有効待機者の抽出が容易になる方法への改善が急務である。まずは既存の特養も努力していく中で区と協働し、区としても稼働率を100%に引き上げる施策を構築したうえで、豊島区にとって区内に11番目の特養が本当に必要なかを精査していただきたい。 併せて、他の自治体と比べて、豊島区は医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会の四師会が協働して、在宅医療ネットワークの構築に先んじている特異な環境にある。この恵まれた環境・社会資源を生かして、たとえ医療依存度の高い高齢者であっても、地域の医療・福祉・介護・保健に携わる人材を活用して、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるような仕組みづくりを構築することのほうが、今後施設介護従事者が集まる見込みがない状況において急務ではないか。	現在、豊島区特別養護老人ホーム施設長会からは有効待機者の抽出を容易にする方法として、①待機者管理に関するシステム化、②入所申込書における有効期限の設定、③入所保留者における運用方法の変更について要望いただいております。 ①については、個人情報共有する関係で豊島区のセキュリティポリシー上、システム構築が難しい状況のため、引き続き調査研究を進めます。②、③については、実現に向けて課題を整理しているところです。 引き続き施設長会と連携しながら、今入所したい人がすぐに入所できるよう、上記方策を検討してまいります。 特別養護老人ホーム等の施設整備に関してですが、区が介護保険施設を誘致する場合は、P86の「(2)要介護者の状態に対応した多様な住まいの確保」に記載のとおり、既存施設の入所者や待機者の医療的ニーズの状況等を踏まえて、適切な施設の誘致を図るとともに、医療依存度の高い高齢者であっても、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるような仕組みづくりを構築してまいります。
5	88	第3章3. 施策7 【介護人材(常勤換算)の将来推計】	2020年時点で介護職員数に過不足がないという推計のもとで、2023年において介護職員数の需要と供給の差が27人となっており、現時点ですでに介護人材は不足していることに着目していただきたい。	ご指摘のとおり、現時点で介護人材が充足している状況ではなく、人材確保は喫緊の課題であると認識しております。 今後も、事業者からのニーズに併せて、人材確保・定着に向けた施策を積極的に展開してまいります。
6	89	第3章3. 施策7 7-1 介護人材の確保	人材確保のための区内の教育機関との連携の可能性はあるか。	将来の介護・福祉を担う人材の確保に向け、区内の教育機関との連携について今後検討してまいります。

7	89	第3章3. 施策7 7-1 介護人材の確保	30頁の普及啓発と90頁の目標値に基づき、現在の周知方法と、今後どのように情報拡散を図るかについて具体策はどのようなものか。	資格取得の助成については、ホームページ等での周知を継続していくほか、介護に関する入門的研修など、区民が参加する様々な事業を活用し周知を図っていきます。 また、介護の仕事の魅力発信等については、パンフレット(マンガでわかる介護のお仕事)を区内中学校・高校に配布するなど、若年層へのアプローチを継続してまいります。 その他、介護事業者が必要とする事業の実施、拡充を図るなどして事業者の人材確保・育成支援に積極的に取り組んでまいります。
8	89	第3章3. 施策7 7-1 介護人材の確保	訪問介護分野の人材確保と就労支援に向けた具体的な方向性と取り組みはどのようなものか。	訪問介護分野への就労は介護職員初任者研修の受講が必要であるため、区独自の研修受講費用助成を継続しつつ、介護職員の採用の際、東京都が実施している介護職員就業促進事業を利用して初任者研修の受講ができるよう、介護に関する入門的研修の日程を調整するなどして、事業者の負担が軽減できるよう取り組んでまいります。
9	89	第3章3. 施策7 7-1 介護人材の確保	19頁に基づく訪問介護サービスの需要と、人材確保の困難さに対して、今後の取り組みと支援策を伺いたい。	訪問介護に対する需要は今後も増加していく傾向にあります。 今後は、事業者等からのニーズを基に、施策のより効果的な取り組み方法を検討するとともに、外国人人材の確保策など、新たな施策についても検討してまいります。
10	89	第3章3. 施策7 7-1 介護人材の確保	30頁の人材の確保において、就職説明会の実施とある。入門的研修、家事援助スタッフ育成研修の両方の就職説明会に参加し、実際に就労に結びついた例もある。しかしながら受講者の年齢層に偏りが見られ、ニーズに対して供給が間に合わない状況である。今後工夫をしていくとあるが、具体的にどのような工夫をしていくのか。	入門的研修については、開催回数の拡充を検討し、拡充する回については介護職への就労を目的とした申込者に限定することなどを検討しています。また、就労マッチングについては、ハローワーク等と連携し、入門的研修の最終日と併せて、過去の入門的研修の受講者や一般区民等も参加できる大規模な就労相談会の実施を検討してまいります。
11	89	第3章3. 施策7 7-2 介護サービスの質の向上	独居高齢者への支援として、選択的介護の見守りサービスのような保険外サービスを使用した支援は考えているか。	要介護者に対しては、見守りサービスの必要性を踏まえ、引き続き選択的介護で実施してまいります。 要介護に至らない高齢者については、定期的な声掛けなどの見守りを継続して実施してまいります。
12	89 117	第3章3. 施策7 7-1 介護人材の確保 第4章5 (1)介護保険制度の趣旨普及と公表サービス	事業者と区民への効果的な普及啓発と周知方法の改善を求める。	介護保険制度の趣旨普及・啓発など、事業者や区民が必要とする情報に容易にアクセスできるよう、周知方法の工夫・改善を図ってまいります。
13	90	第3章3. 施策7 7-2 介護サービスの質の向上	介護事業者、経営者、法人の視点を介護保険事業計画に盛り込んでいただきたい。中小企業介護事業者の事業運営がより効果的になり、区内の福祉の向上につながるための方針等を盛り込んでいただきたい。	第9期計画の策定にあたり、介護保険事業推進会議には事業者の代表の方にも委員として参画していただき、検討いただいております。 今後、第10期の計画策定の際には、介護事業所の経営者や法人からの意見も計画に反映できるよう工夫してまいります。
14	90	第3章3. 施策7 7-2 介護サービスの質の向上	中小企業介護事業者の連携および経営基盤強化に関して、具体的な支援策の詳細と、それらを実現するための行政の具体的な計画はどのようなものか。	区内の中小介護事業所が、事業協同組合を設立する際、設立に向けた準備及び設立直後の運営を補助することを目的に、事業協同組合の運営補助事業を実施しています。 なお、令和6年度から、全ての介護事業者に対して財務状況の報告・公表が義務付けられることから、今後は、公表された情報を基に、効果的な支援策を検討してまいります。
15	90	第3章3. 施策7 7-2 介護サービスの質の向上	としまビジネスサポートセンターの融資情報など、経営に有用な情報の普及・啓発を盛り込んでいただきたい。	ご指摘を受け、事業者に対する有用な情報の提供や支援について、計画に追記いたしました。

16	90	第3章3. 施策7 7-2 介護サービスの質の向上	在宅介護(訪問介護)サービスの充実に関して、具体的にどのようなものか？ ・19頁:給付月額からも訪問介護の需要は高いと言える ・25頁:人生の最後は自宅で、という人が41.7%いる ・27頁:介護者の不安として、認知症、夜間の排泄、日中の排泄、入浴がある ・28頁:介護者のニーズとして介護保険制度で行われる居宅サービスの充実がある。このような背景から、豊島区としてどのような方針か。また具体的にどのようなにするのか。	住み慣れた地域で自分らしく住み続けることができるよう、訪問介護や地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護などの充実を図り、在宅サービスを継続する上での要介護者やその家族の不安を解消してまいります。
17	91 119	第3章3. 施策7 ④災害発生時の安全・安心の確保 第4章5. (2) 感染症や災害に対する備え	事業所の協定締結促進と協議会の機能強化の施策はどのような方向性か。	現在、災害時要援護者対策については、組織横断的にPTを立ち上げ検討を行っています。 今後は、災害対策連絡協議会からも参画していただき、移送体制等、災害時の各種課題解決に向けた体制整備を図るとともに、協議会の具体的な機能強化策についても検討してまいります。
18	101	第4章1. (3) ③施設サービスの実績	(介護老人保健施設(特別養護老人ホーム))とあるが、正しくは介護老人福祉施設である。	ご指摘を受け、誤記を修正いたしました。
19	118	第4章5. (1) 介護保険サービスの相談・苦情	いわゆるクレーマーと呼ばれるような、無理難題を押しつけてくる利用者や利用者家族があり、介護保険の制度のことや、介護保険でできる事、できない事などを何度説明しても、ケアマネや関係事業者の交代を要求され、交代をよぎなくされる事がある。 ケアマネが何人目という事があります。その都度、前任のケアマネからの引き継ぎも受けてはいますが、対応が非常に難しく苦慮している。 こういった事案に対して、区に相談できる窓口や一緒に対応に当たってくれる窓口があると助かる。 是非、こういう窓口を設置して欲しい。	利用者への対応に関する相談は、介護保険課の相談担当や、利用者への援助の観点からは高齢者総合相談センターで受付しています。 また、東京都にて、電話やオンラインで相談ができる、介護現場におけるハラスメント相談窓口を設置しております。
20	119	第4章5. (2) 感染症や災害に対する備え	協定締結について、今後どのように事業所を増やしていくか具体的な施策はどのようなものか。	災害対策連絡協議会と連携し、未加入の事業者に対して、個別に災害時協定の意義や内容の説明を行い、加入を促進してまいります。